

【2026年12月制度改正】

「iDeCo」の掛金上限引き上げ、どう影響する？

資産
運用

年金
財政

年金
制度

その他

2026年12月1日のiDeCo（個人型確定拠出年金）の制度改正により、2026年12月分の掛金（2027年1月拠出分）以降、企業年金の実施状況等にもよりますが、拠出限度額が最大で4.2万円引き上げられます。これにより、従業員の老後資産形成の選択肢が大きく広がります。今回は、iDeCoの制度改正の中でも「拠出限度額の引き上げ」に着目し、iDeCo加入者（従業員）の視点(P1)、企業の視点(P2)からポイントを整理しました。

iDeCo制度改正の概要

2026年12月1日以降、第2号被保険者（会社員等）のiDeCoは、勤務先の企業年金の有無によって異なっていた拠出限度額の考え方が見直され、企業年金と共通の枠として月額6.2万円に一本化されます。

企業年金がない場合、現在のiDeCoの拠出限度額は月額2.3万円から月額6.2万円に引き上げられます。年間の拠出可能額は27.6万円から74.4万円へ広がることになり、従業員自身が老後資産を準備する余地が大きくなります。また、DB（確定給付企業年金）や企業型DC（企業型確定拠出年金）等の企業年金がある企業でも、iDeCo拠出限度額である月額2.0万円の上限が見直され、企業年金の掛金額等によっては、iDeCoの拠出可能額が大きく増える場合があります。なお、iDeCoとマッチング拠出は引き続き併用できません。

iDeCo加入者への影響と活用のポイント

「掛金拠出時」「受取時」の場面に分けて、影響が出るポイントを整理しました。

■掛金拠出時の影響

拠出限度額は大幅に引き上げられますが、長期間にわたり上限額まで拠出するには十分な資金的余裕が必要なため、実際に上限まで拠出できる人は限られます。今後は、収入や住宅取得・教育費などのライフイベントを踏まえ、無理のない掛金設定や定期的な見直しがポイントです。

■受取時の影響

iDeCoなどのDCの受取方法には「年金」「一時金」またはその併用があります。「年金」で受け取る場合は雑所得として公的年金等控除、「一時金」で受け取る場合は退職所得として退職所得控除の対象となります。DCの受取額は、掛金累計額に運用損益を反映した額です。今回の制度改正に伴い掛金を引き上げると掛金累計額は増えますが、将来の受取額は運用成果によって変動します。退職金が多い場合やDCの受取額が増えた場合には、退職金やDCを一時金で受け取ると、その一部が退職所得控除の範囲を超えることがあります。そのため、「年金」「一時金」またはその併用など、受取方法を事前に検討することが重要です。

<2026年12月分掛金（2027年1月拠出分）からの適用額>

第1号被保険者	第2号被保険者（企業年金あり）	第2号被保険者（企業年金なし）	第3号被保険者
iDeCo 月額 7.5万円 ※国民年金基金・付加保険料との合算枠 0.7万円増額	iDeCoと企業年金 合計で 月額 6.2万円* 4.2万円増額 企業型DC* 月額 6.2万円 0.7万円増額	iDeCo・iDeCo+ 月額 6.2万円 3.9万円増額	iDeCo 月額 2.3万円
国民年金基金	厚生年金保険		
国民年金（基礎年金）			

*企業年金実施企業は、月額6.2万円から企業型DCの事業主掛金額およびDB等の他制度掛金相当額を控除した額が、iDeCoの拠出可能額となります。

出典：厚生労働省「DC拠出限度額（令和8（2026）年12月～）」をもとに住友生命作成

企業年金実施企業が押さえておきたいポイント

企業年金を実施している企業にとっては、iDeCo固有の月額2.0万円の上限がなくなることが大きな改正ポイントです。拠出限度額の計算体系はシンプルになる一方、企業年金の掛金額等が変わる際に、従業員への情報提供や問い合わせ対応が増える可能性があります。

例えばDBを実施している企業では、従来、他制度掛金相当額が3.5万円以下であれば、DBの財政再計算等によりその額が変動しても、iDeCoの拠出限度額に影響はありませんでした。今後は、3.5万円以下の変動もiDeCoの拠出限度額に直接反映されるため、従業員への周知等が重要になります。企業型DCでも同様に、事業主掛金の変動がiDeCoの上限に直接反映されます。また、従業員自身もこれらの金額を踏まえ、iDeCoの掛金額の見直しが必要となる場合があります。

一方、企業型DCでは、企業が拠出限度額の範囲内で、制度設計や規約に基づき掛金を設定できます。そのため、人材の流動化や従業員の資産形成ニーズを踏まえ、企業年金制度のあり方を見直すことも選択肢になります。例えば、DB実施企業では選択制DCの導入、企業型DC実施企業ではマッチング拠出の活用も、検討の選択肢となります。

DBの財政再計算によるiDeCo上限額への影響(制度改正前後)

DBの財政再計算により、他制度掛金相当額が2.0万円→2.5万円に変更になる場合

財政再計算前	DB 2.0万円	iDeCo上限 4.2万円
財政再計算後	DB 2.5万円	iDeCo上限 3.7万円
拠出限度額 6.2万円		
ご参考 制度改正前	←DB3.5万円以下は影響なし→ (3.5万円を超える場合は 5.5万円－他制度掛金相当額)	
	iDeCo固有の上限 2.0万円	
	(旧)拠出限度額 5.5万円	

出典：厚生労働省および金融庁の公表資料をもとに住友生命作成。図中の金額は一部例示。

制度の選択肢拡大で金融教育の重要性が高まる

2024年から新NISAも開始され、今回のiDeCo制度改正とあわせて、資産形成の選択肢はさらに広がっています。そのため、今後はiDeCo・NISA・企業年金等の資産形成制度の違いや、資金の自由度、運用リスクを理解し、適切に選択するための金融リテラシーが従来以上に求められます。企業にとっても、ライフプランセミナーやマネーセミナー等を通じ、従業員が制度を適切に選択・活用できるよう、金融教育の機会を設けることが重要になると考えられます。

項目	iDeCo	NISA
掛金・投資時	掛金が全額所得控除	所得控除なし
運用益	非課税	非課税
引出し	原則60歳まで不可	いつでも可能
主な目的	老後資産形成	中長期の資産形成
制度の特徴	税制優遇が大きい	資金の自由度が高い

中小企業には「iDeCoプラス」という選択肢も

「iDeCoプラス（中小事業主掛金納付制度）」は、企業年金を実施していない従業員300人以下の企業が、iDeCo加入者の掛金に事業主掛金を上乗せできる仕組みです。そのため、企業型DC等を新設せずに、従業員の資産形成を支援できます。

従来は、加入者掛金と事業主掛金の合計が月額2.3万円までであったため、事業主掛金を上乗せできる余地が限られていました。今回の改正により、両掛金の配分を検討できる範囲が広がります。

対象者のiDeCo加入が前提となるほか、事業主掛金の納付や従業員への案内など、一定の実務対応が必要です。一方、企業型DC等と比べると、比較的シンプルに導入できるため、企業年金を実施していない中小企業にとって、資産形成支援の選択肢の一つとなります。

iDeCo制度改正への対応に加え、企業年金（DB・企業型DC）やiDeCoプラスの導入・見直しをご検討の場合は、当社担当者までお問い合わせください。

あなたの未来を強くする



〔住友生命保険相互会社〕
東京本社〒104-8430 東京都中央区八重洲2-2-1
電話 (03)6664-8640(年金コンサルティング室)
(ホームページ) <https://www.sumitomolife.co.jp>

定型2026-14